

筑豊部会会員 各位

令和7年10月16日

事務職員定期健康診断受診のお願い

福岡県弁護士会 筑豊部会

部会長 瀧 脇 明 裕

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご存じのとおり、労働安全衛生法第66条第1項では、「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断・・・を行わなければならない」と規定されており、労働安全衛生規則第44条では、「事業者は、常時使用する労働者…に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、…医師による健康診断を行わなければならない」と規定されています。また、定期健康診断を受診させることは事業者の義務ですので、その費用は事業者が負担すると解されています。

各事務所におかれましては、既に事務職員の定期健康診断の受診を実施していただいているものと思われませんが、念のため、上記事業者に該当する部会員の皆様には、事務所の事務職員が定期健康診断を受診できるようご配慮いただけますようお願いいたします。

敬具